

入学料免除・徴収猶予制度について

入学前1年以内において、入学する者の学資を主に負担している者が死亡した、風水害等の災害を受けた、その他やむを得ない理由がある等、入学料の納付が著しく困難である場合、本人の申請に基づき選考を行い、入学料が免除又は徴収猶予されることがあります。なお、本科4年次編入生および専攻科1年生は、[高等教育の修学支援新制度](#)により入学料の減免を受けることができます。

本制度についての問合せ先

学生課学生支援係

TEL:0852-36-5133

E-mail:gaku-shien@matsue-ct.jp